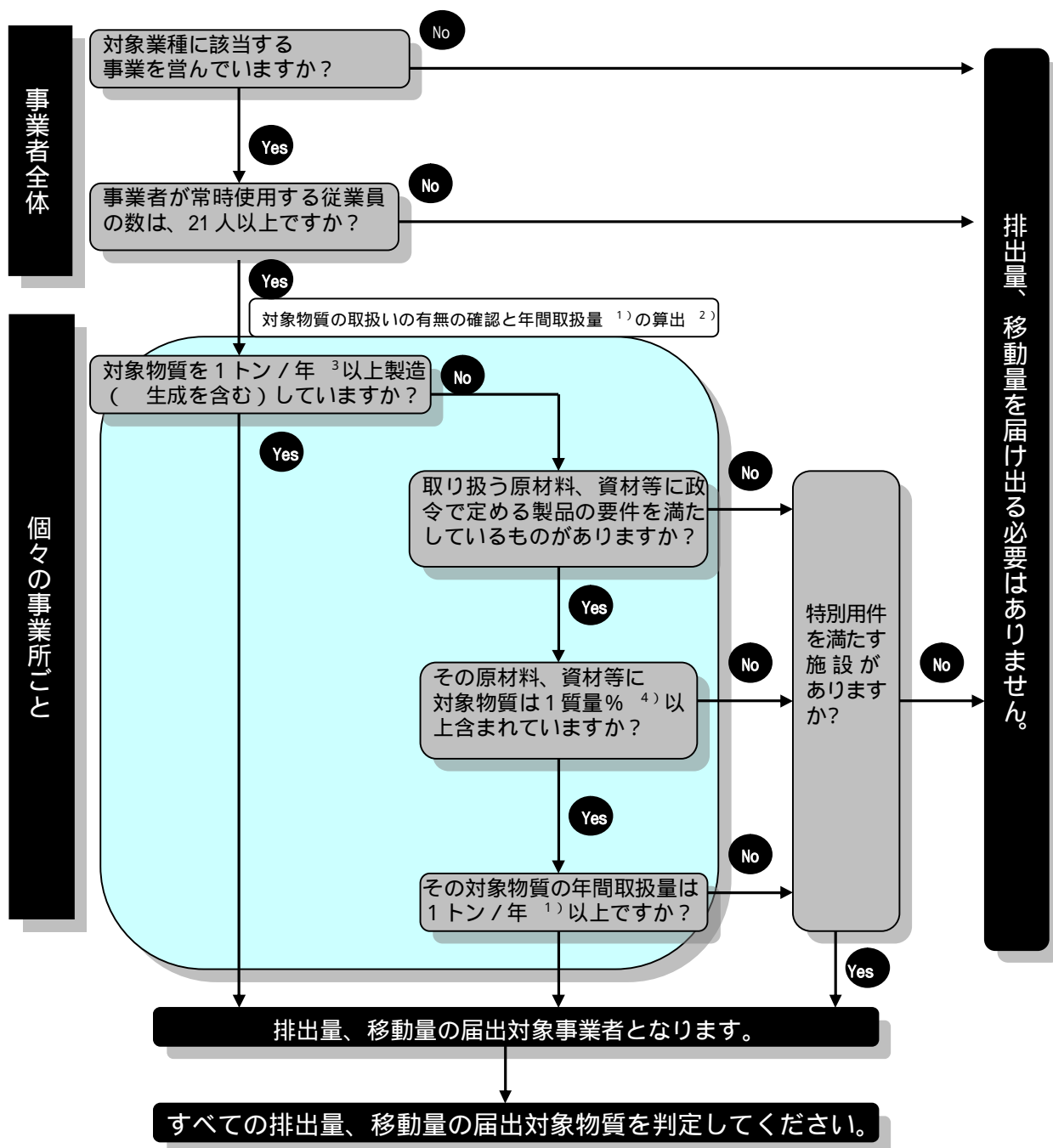


届出の対象となる事業者

(1)対象事業者の判定フロー



* 1 年間取扱量とは、年度1年間（年度初め4月～年度末3月）の取扱量を意味します。

* 2 本フロー図では、届出対象事業者の判定用に対象物質の年間取扱量の算出方法を簡略化して示しております。

* 3 政令で定める特定第一種指定化学物質は0.5トン/年

* 4 政令で定める特定第一種指定化学物質0.1質量%

(2)届出対象業種

対象となる事業者の要件のうち対象業種は以下に掲げる業種です。これらの一つでも該当する事業を営んでいる場合は、対象業種の要件を満たします。

対象業種

- | | |
|------------------|---|
| 1 金属鉱業 | 7 下水道業 |
| 2 原油・天然ガス鉱業 | 8 鉄道業 |
| 3 製造業 | 9 倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る) |
| a 食料品製造業 | 10 石油卸売業 |
| b 飲料・たばこ・飼料製造業 | 11 鉄スクラップ卸売業*) |
| c 繊維工業 | *)自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| d 衣服・その他の繊維製品製造業 | 12 自動車卸売業*) |
| e 木材・木製品製造業 | *)自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る |
| f 家具・装備品製造業 | 13 燃料小売業 |
| g パルプ・紙・紙加工品製造業 | 14 洗濯業 |
| h 出版・印刷・同関連産業 | 15 写真業 |
| i 化学工業 | 16 自動車整備業 |
| j 石油製品・石炭製品製造業 | 17 機械修理業 |
| k プラスチック製品製造業 | 18 商品検査業 |
| l ゴム製品製造業 | 19 計量証明業(一部計量証明業を除く) |
| m なめし革・同製品・毛皮製造業 | 20 一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る) |
| n 窯業・土石製品製造業 | 21 産業廃棄物処分量(特別管理産業廃棄物処理業を含む) |
| o 鉄鋼業 | 22 医療業 |
| p 非鉄金属製造業 | 23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く) |
| q 金属製品製造業 | 24 自然科学研究所 |
| r 一般機械器具製造業 | 注:公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。 |
| s 電気機械器具製造業 | |
| t 輸送用機械器具製造業 | |
| u 精密機械器具製造業 | |
| v 武器製造業 | |
| w その他の製造業 | |
| 4 電気業 | |
| 5 ガス業 | |
| 6 熱供給業 | |

(3) 特別要件施設

金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営む事業者にあつては、鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設

下水道業を営む事業者にあつては、下水道終末処理施設

ごみ処分量、又は産業廃棄物処分量を営む事業者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設

ダイオキシン類特別措置法第2条第2項に規定する特定施設